平成２１年（フ）第１９８２３号
東京都江戸川区船堀１丁目１－１－1002
債務者　山田　清美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９４３号
東京都墨田区錦糸４丁目16－３－101
債務者　中村　富夫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９４４号
千葉県柏市中央町４－28－203
債務者　井場貴美子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９８２号
東京都板橋区徳丸４丁目11－２－301
債務者　尾野　博一
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９８３号
東京都板橋区徳丸４丁目11－２－301
債務者　尾野奈々瀬
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原638番地２　美川マンション嘉良川４－３
債務者　高橋　尚子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２０２号
沖縄県沖縄市比屋根２丁目10番１－504号県営比屋根団地
債務者　宮城　　智
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１２３３号
東京都多摩市連光寺２丁目７番地の２
債務者　高橋　光夫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７７号
石川県七尾市府中町員外50番地
債務者　石崎宏一郎
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前10時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第７８号
石川県七尾市府中町員外50番地
債務者　石崎万里子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前10時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第８２号
石川県七尾市和倉町ひばり２丁目38番地　コーポフカダ103号
債務者　八崎こと　八﨑　時子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前10時20分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第５５５号
青森市千富町２丁目10番４号　川村アパート102号
債務者　鈴木　　治
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７３号
東京都調布市多摩川３丁目46番地25メゾン多摩川101
債務者　柏原　和成
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

免責許可決定

平成２１年（フ）第５９４号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字土沢219番地72
破産者　井上　ふさ
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５１号
岩手県陸前高田市米崎町字地竹沢82番地１
破産者　細谷　喜一
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１３６号
岩手県一関市千厩町千厩字舘山36番地　サンライズ白石６号、前住所岩手県一関市狐禅寺字川口260番地10
破産者　横尾　昌志
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部